

誓約書

年 月 日

住所

氏名

法人にあつては、名称
及び代表者の氏名

申請者は、次の各号のいずれにも該当しないことを誓約します。

- 1 精神の機能の障害により再資源化の業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 2 使用済自動車の再資源化等に関する法律（以下「法」という。）、フロン類回収破壊法（平成13年法律第64号）若しくは廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）又はこれらの法律に基づく処分に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- 3 法第58条第1項の規定により登録を取り消され、その処分のあった日から2年を経過しない者
- 4 フロン類回収業者で法人であるものが、法第58条第1項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあった日前30日以内にそのフロン類回収業者の役員であった者でその処分のあった日から2年を経過しないもの
- 5 法第58条第1項の規定により事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
- 6 フロン類回収業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が上記1から5までのいずれかに該当するもの
- 7 法人でその役員のうちに上記1から5までのいずれかに該当する者があるもの

（法第58条第1項）

都道府県知事は、フロン類回収業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は6月以内の期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 1 不正の手段によりフロン類回収業の登録又は登録の更新を受けたとき
- 2 使用済自動車に搭載されている特定エアコンディショナーからのフロン類の回収の用に供する設備が法第56条第1号の主務省令で定める基準に適合しなくなったとき
- 3 法第56条第1項第1号、第2号、第4号、第6号又は第7号のいずれかに該当することとなったとき
- 4 この法律又はこの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき